

議案第3号

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

近隣市の状況を考慮し、会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合を改定するとともに、フルタイム会計年度任用職員の給料月額の上限を引き上げるため提案するものです。

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額<u>206,700円</u>を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>5 及び 6 略</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額<u>205,600円</u>を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>5 及び 6 略</p>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。